

	医師修学資金貸与制度	私立大学医学部学費貸付制度 (本年度の募集は終了しました。)
1. 対象者	<p>①大学の医学を履修する課程に入学を許可されたもの、または在学するもの</p> <p>②医師臨床研修を長崎県内で行う意思のあるもの</p> <p>③北松中央病院に臨床研修後に内科、整形外科の常勤医として勤務する意思を有するもの</p> <p>④他の就労に関する規定を有する奨学金の貸与を受けていないもの</p> <p>⑤以下の公務員規定の規定に触れない者 (注)地方公務員法第16条に規定する欠格条項</p> <ul style="list-style-type: none"> ○成年被後見人又は被保佐人 ○禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者 ○日本国憲法施行の日以降において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党、その他の団体を結成し、又はこれに加入した者 	<p>平成30年4月1日以降に、新たに地方独立行政法人 北松中央病院 医師修学資金貸与制度により修学資金の貸与を受けようとする私立医学部入学者及び在学中の学生の中で修学一時資金の貸付を希望する者。</p> <p>(現在医学部在学中の学生で、新たに修学資金の貸与を受けようとする者も含む。)</p>
2. 連帯保証人	応募にあたっては連帯保証人が2名必要となります。	
3. 募集人員	各年度2名程度	毎年度1名
4. 選考	申請書類と面接により決定	申請書類と面接により決定
5. 修学資金貸与額	<p>月額 170,000円(毎月末平日に振込)</p> <p>総額 12,240,000円(6年間貸与の場合)</p> <p>※修学資金は無利息で貸与します。</p>	貸付を行う年度に本人が支払うべき学費等の範囲内で、毎年1度前年度の3月に10,000,000円を限度とし、6年間総額30,000,000円までを無利子で数回に分けて貸しつける。
6. 貸与期間	貸与の決定を受けた4月から最高6年間 (留年などの期間は除く)	大学合格後最高6年間 (留年などの期間は除く)
7. 貸与の一時停止	大学を長期欠席又は休学した時は、修学資金の貸与を一時停止する事があります。	大学を長期欠席又は休学した時は、貸付を一時停止する事があります。
8. 修学資金の返還猶予	<p>(1)貸与学生は大学卒業後直ちに長崎県内で臨床研修を開始されれば3年間は修学の返還は猶予されます。</p> <p>(2)大学卒業後医師免許が取得できなかった場合は、医師免許取得まで卒業後2年間返還を猶予します。</p> <p>(3)大学院進学や留学などの事由のあるときで、理事長が認めたときは返還を猶予します。</p> <p>(4)災害、疾病その他やむをえない事由のあるときで、理事長が認めたときは返還を猶予します。</p>	
9. 修学資金の返還免除	貸与期間終了後、10年以内に貸与を受けた期間を北松中央病院の常勤医として従事した場合には修学資金の返還債務は全額免除となります。	
10. 修学資金の返還	<p>(1)次の場合に修学資金の返還を求めます。</p> <p>①修学資金の貸与の決定が取り消された時</p> <ul style="list-style-type: none"> ・修学資金貸与対象者の要件を失った時 ・心身の故障のため修学の見込みが無くなった時 ・学業の成績又は品行が著しく不良であると認められる時 ・修学資金の貸与を辞退した時 ・上記の他、修学資金を貸与することが不相当と認められる時 <p>②大学卒業後2年以内に医師免許を取得できなかった時</p> <p>③死亡、心身の故障で医師の業務に従事できなかった時</p> <p>④医師免許取得後直ちに長崎県内で臨床研修に従事しなかった場合</p> <p>(2)返還免除の勤務年数に満たないで退職した場合は、規則に基づき計算した額の貸与金額の返還を求めます</p> <p>(3)修学資金の返還は、返還すべき事由が生じた日の属する月の翌月から起算して3ヶ月以内に一括返金していただきます。</p> <p>(4)理事長が特に必要と認めた時は、修学資金の返還を猶予し、又は返還すべき金額を分割納付できる場合があります。(死亡などの場合)</p> <p>※分割納付は修学資金の貸与期間と同じ期間内に、半年賦の均等返還となります。</p>	<p>貸付金は、臨床研修後に年間160万円以上を、月賦若しくは半年賦の方法で、必ず全額返還しなければならない。当院の修学資金返還免除の規定年数勤務を終わられた場合には年間160万円の返還義務以外は生じないが、修学資金の返還義務が生じたときには直ちに全額返還しなければならない。</p> <p>参考)</p> <p>当院での医師5年目(初期研修終了後3年目)の給与の目安(独身の場合、週1度当直料含む)(平成23年度現在)</p> <p>年収 1250万円程度 月給 90万円程度 手取り(税引後) 65万円程度 賞与 年間170万円程度 手取り(税引後) 100万円程度</p> <p>修学資金は一度給与に上乘支給し返済する形となるので修学資金を受けた先生は年間204万円正規の給与より増加しますが、税金などが増加しますので、手取りは減少します。</p> <p>修学資金のみ貸与を受けた場合</p> <p>年収 1450万円程度 月給 107万円程度 手取り(税引後) 60万円程度 賞与 年間170万円程度 手取り(税引後) 100万円程度</p> <p>の収入です。私立医学部学費貸付を受けた方はこの手取りから年間160万円を返済することになります。</p>
11. 延滞利息	正当な理由がなく修学資金を返還すべき日までに、修学資金を返還しなかった場合は、修学資金を返還すべき日の翌日から返還の日までの期間の日数に応じて、返還すべき金額の年14.5パーセントの割合で計算した延滞利息を支払っていただきます。 ※延滞利息は閏年の日を含む期間においても、365日当りの割合とします。	返還期日までに返還の無い場合は延滞利息(左に同じ)が発生します。
12. 応募方法	応募にあたっては連帯保証人が2名必要となります。	

	<p>※連帯保証人は独立の生計を営む成年者で、修学資金の貸与決定の際は、申請者と連帯し修学資金の返還債務を負担することになります。 ※連帯保証人2名のうち1名は申請者の父または母としてください。</p>	
13. 受付期間	<p>平成29年8月14日(必着)までに書類を提出してください。 ただし、平成30年度受験生は、修学資金提出書類①②⑤⑥⑦を可能な範囲で記載し提出してください。 (締切を厳守とさせていただきます。)</p> <p style="text-align: center;">事務担当 田中にご連絡ください。</p> <p>受付時間 午前8時30分～午後5時00分 (土日、祝祭日は除く)</p>	<p>平成29年8月14日までに書類を提出してください。 ただし、平成30年度受験生は、私立医学部学費貸付申請書に可能な範囲で記載し提出してください。</p>
14. 提出先	<p>〒859-6131 長崎県佐世保市江迎町赤坂299 地方独立行政法人 北松中央病院 事務 担当 田中</p>	<p>医師修学資金貸与制度と同じ</p>
15. 提出書類	<p>①修学資金貸与申請書(様式第1号) ②履歴書(専用の用紙に記入し、写真を貼付すること) ③入学を予定する大学の合格通知書の写し ④入学を予定する大学の在学証明書</p> <p>⑤身体検査書 ※公立病院または公的病院(日赤など)で受診したもの。 ※申請日以前2ヶ月以内に受診したもの ※学校等の健康診断書や保健所等で受診したものは不可 検査項目は、身長、体重、心電図、視力、聴力、胸部レントゲン、血圧、尿検査、医師の所見(循環器・消化器・神経系・精神機能・言語・総合所見等)ですが、医療機関の所定の様式の検査項目であればかまいません。</p> <p>⑥誓約書(様式第2号) ⑦連帯保証人2名の印鑑証明書 ※上記①及び⑥に押印された印鑑の印鑑証明とします。 (注1)申込書を受理した場合は、選考日時等の案内を送付します。 (注2)受験に際しての提出書類は、一切返却いたしません。</p>	<p>①私立医学部学費貸付申請書</p>
16. 面接日時と場所 (必須)	<p>平成29年8月28日(月曜日) 平成29年9月1日(金曜日)(予備日) (どちらかの日程の面接に必ず出席してください。) 〒859-6131 長崎県佐世保市江迎町赤坂299 地方独立行政法人 北松中央病院 研修会館</p>	<p>左に同じ</p>
17. 選考の結果発表	<p>平成29年9月中旬までに郵送にて通知します。</p> <p>※貸与決定の場合、正式の通知は大学在学を確認してからになります。</p>	<p>平成29年9月中旬までに郵送にて通知します。</p>
18. 内定者説明会の実施	<p>修学資金の貸与内定者には貸与制度及び提出書類の説明会を実施します。</p> <p>※貸与内定者及び連帯保証人1名以上の出席をお願いします。</p>	